

日・英租税条約改正議定書

目的

1. 二重課税の回避のため、投資先の国（源泉地国）が課税できる所得の範囲について調整。
2. 脱税・租税回避行為の防止のため、税務当局間での協力を拡大。

現行条約：平成18年に締結。 ➡ 緊密化する経済関係を反映し、約7年ぶりに改正。

1. 二重課税の排除

一層の二重課税の調整

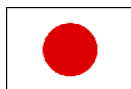
- ・ 事業利得に関する新たな規定の導入（恒久的施設に帰属する課税対象利得の明確化）【議定書第2条（改正後条約第7条）】
- ・ 源泉地国免税の範囲の拡大【議定書第4条・第5条（改正後条約第10条・第11条）】

	現行条約	新たな条約
配当 親子会社間	免税(持株50%以上等)	免税(持株10%以上等)
利子	金融機関等のみ免税	原則免税

2. 税務当局間の協力拡大

税務当局間の相互行政支援の拡充（徴収共助の導入等）
【議定書第11条・第12条（改正後条約第26条・第26条のA）】

条約の規定の適用に関する紛争の解決のための相互協議手続に仲裁を導入
【議定書第10条（改正後条約第25条）】



期待される効果

- 在留邦人
⇒ 65,070人（2012年10月現在）
- 進出日系企業
⇒ 1,083社（2012年10月現在）
- 対英直接投資残高
⇒ 約4.7兆円（2012年末）
（我が国の対外直接投資残高の約5%に相当）
- 対内直接投資残高
⇒ 約1.3兆円（2012年末）
（対内直接投資残高の約7.5%に相当）

健全な投資・経済交流
人的交流の促進

（参考）
米、仏、独、中、韓等124か国との間で
租税条約を締結済み

※ 経済界からも強い要望あり